

# 耕縁自豊

NO.62 西畑亮一

早いもので、もう今年も6月になります。1年の半分が過ぎましたね。今回はその半分の頃、3月に書いたことにつなげて書きましょう。行きつ戻りつ前進です。憲法記念日のある5月から、数回に分けて予定していたことです。3月には、日本国憲法第12条にある「不断の努力」に絡めて、権力論の掴みのようなことを書きました。1つの権力の3つの側面、権力の分立と言われているその正体は「放置国家」であると書いた件(くだり)です。今回はそこへ戻って、3月の〈心を開く会〉+由美子さんから聴かせてもらった話から、私が受取れたヒントをぼちぼちと共有していきたいと思います。

私たち主権者を放置する傾向にある行政・司法・立法という権力の3区分については、1748年、モンテスキューが『法の精神』で、初めてその分立原理を示したとされています。権力を分割するアイデアなので、当初、禁書扱いされたのも頷けます。どうしてそのような構造を考えたのかと言えば、恐ろしく危険な政治権力をコントロールするために対抗関係を作って、互いに牽制し合うようにするためでしょう。もちろん262年を経た今日の世界や日本でも、個々人の生存と存続そして尊厳を脅かす性質を制御するその必要性は変わりません。約20年を費やしたと言われるモンテスキューのこの著作は、個々の有機的な生命が無機な組織暴力に対抗するための知恵と工夫の歴史的結晶なのです。しかし、組織暴力と言ってもその発現形態は構成員個々人にあるので、誤れる人間と組織にどのようにして保険や予防的な網を掛けられるのかが肝心となります。

実際に暴力装置の作動を阻止する仕組みがあり、それらが正常に機能していたとしても、そのような保険や予防的な網が吹き飛ぶ仕組みを、現代の日本で、直接に、当事者の山田悦子さんから聴かせてもらったのが3月31日開催の〈心を開く会〉でした。例の体験のこともあって個人的にも聴きたいことがあり、由美子さんに誘って山田さんの話を私なりに大別し、②国家と憲法について、①から②が出て来る



山田さんは開口一番、「この国す」と言われました。司法権とは。だから、山田さんは日本のるでしょう。私は、少なくとも現時縛るルールに間違いはなく、そのルールの通りに人間が動いていないから問題が発生するんだと思っていました。警察官にしろ検察官にしろ、また裁判官にしろ、それぞれの権威や権力を背景にその実権を握る人びとは、社会のルールに則って仕事をしなければなりません。逆に言えば、ルールに反しては仕事にならない人たちですが、そうはなっていないことに問題発生の原因があると考えていたのです。そこで、専従者(警察官や検察官や裁判官)が私たち主権者の承認するルールに従って働くためにはどうすれば良いのか、それが私の主要な関心だったのです。

の司法権に翻弄されたんで政治権力、公権力の1つで国家権力に翻弄されたと言え点で、用意されている権力を

山田さんの場合で言うと、他人事のように問題が起こったなどと軽々しくことばにすることはできません。起こること自体が問題であり、法制度上、当事者になる可能性が誰にもある甲山事件と呼ばれる冤罪事件の発生なのです。私は、単純に教育的効果を考えて、法内容の周知とその働きに資する人権教育(制度趣旨を徹底し、その目的に即し手段を選んで行動するよう専門家を繰り返し教育すること)が重要だと考えていたのです。しかし、そのような考えを強烈に揺さぶってくれたのが山田さんの実体験に基づく国家論と、由美子さんに教えてもらった清沢満之さんの二項同体の概念でした。どう揺さぶられたのか、それは次回に続きます。